

広島県水道広域連合企業団告示第9号

広島県水道広域連合企業団と尾道市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約を次のように定めた。

令和5年3月27日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団と尾道市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約

第1条 広島県水道広域連合企業団（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を尾道市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 甲の設置する沼田川水道用水供給水道に係る上水道施設（以下「上水道施設」という。）のうち、坊土浄水場（以下「浄水場」という。）から尾道市高須町字瘡神谷西尾道分水点に至るまで、浄水場から尾道市因島大浜町字椎木大浜分水点を経由し尾道市瀬戸田町林字三軒屋瀬戸田分水点に至るまで及び浄水場から福山市沼隈町大字常石字敷名西内海分水点に至るまでの送水施設（以下「送水施設」という。）のうち送水管路、加圧ポンプ及び調整池（坊土調整池を除く。）の管理に関する事務並びに送水施設に係る水道法（昭和32年法律第177号）第20条第1項に規定する水質検査（以下「水質検査」という。）に関する事務
- (2) 浄水場及び上水道施設のうち西藤取水場に係る水質検査に関する事務
- (3) 前2号に掲げる事務に伴い生ずる不用物件の処分に関する事務

第2条 委託事務の執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲乙協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

第3条 委託事務の執行に伴い徴収する使用料等の収入は、全て乙の収入とする。

第4条 乙は、各事業年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、乙は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該事業年度の終了後速やかに甲に送付するものとする。

第5条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、遅滞なく当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

第6条 甲及び乙は、委託事務の執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年4年1日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。この場合において、乙は、決算に伴って生ずる剰余金を速やかに甲に納付するものとする。